

ケアハウスせいりょう園 運営のしおり
(ケアハウスせいりょう園重要事項説明書)

社会福祉法人はりま福祉会

- 1 定員：入居定員は、30名とします。
- 2 事業の目的：心身機能の低下等により、自立した生活に不安があり、家族の援助が困難な60歳以上の人に、安心して生き生きと暮せる生活の場を提供します。
- 3 施設の概要：鉄筋コンクリート造り5階建、30室、全個室25㎡
各室にキッチン・バス・トイレ・電気温水器を設置
各階6室、各階の食堂にエアコン・洗濯機・乾燥機設置
2階に調理室と談話ホール・事務所、エレベーター設置
全館スプリンクラー設置、消防署への非常通報装置設置
- 4 周辺の環境：住所=加古川市野口町長砂 95-20
特別養護老人ホームや各種居宅介護事業所と同一敷地に立地
内科小児科医院、歯科医院、調剤薬局に隣接
かこバス・長砂公民館前停留所に近接
スーパー・コンビニ・レストラン・パン屋さんに徒歩圏内
- 5 運営方針：常に入居者の立場に立ち、意思と人格を尊重して自立した生活ができるように下記のサービスを提供します。地域や家庭との関係を重視し、介護サービスや近隣の社会資源を有効に活用できるよう、生活全般にわたり適切な相談・助言に努めます。
 - ① 相談支援：親身になって相談に応じて適切な助言を行います。
 - ② 生活援助：清潔感と生活観のある環境、家族や地域との連携に努めます。
 - ③ 食事：栄養バランスに配慮し高齢者に適した食事を提供します。
 - ④ 緊急時の対応：24時間何時でも職員は速やかに適切な対応に努めます。
 - ⑤ 健康の保持：年に1回以上定期的に健康診断を受ける機会を提供します。
 - ⑥ 記録の保持：サービスの内容を記録して、5年間は保管します。
 - ⑦ 退居時の連携：退居の際には、新たな住居で円滑に生活できるように医療・福祉・介護サービスとの連携に努めます。
- 6 利用料及びその他の費用は下記の通りです。
 - ①サービス提供に要する費用
国の定める運営に関する基準に基づき県知事が定める額(別紙参照)
 - ②生活費：県知事が定める生活費及び地区別冬季加算額(別紙参照)

③居住に要する費用

(ア) 一括支払い：入居時預り金を462万円として240ヶ月での均等償却とします。

(イ) 分割支払い：毎月22,000円とします。

ただし、入居時保証金として30万円を預かります。

(ウ) 併用支払い：入居時預り金240万円と毎月10,264円とします。240万円については240ヶ月での均等償却とします。

④居室に掛かる光熱水費

：水道代は各戸のメーターにより施設より実費を請求します。電気代は関西電力に直接お支払い頂きます。

⑤クラブ活動等に掛かる費用は実費を頂きます。

⑥介護保険サービスの利用料は直接その事業所にお支払い頂きます。

7 入居できる人は下記の各号に該当する人となります。

①原則として60歳以上の人。夫婦の場合は何れかが60歳以上の事。

②独立して生活するには不安があり、家族の援助が困難な人。

③集合住宅における共同生活に適応できる人。

④伝染性疾患及び精神的疾患を有する場合は、医師により共同生活への適応について証明がされる人。

⑤所定の利用料の支払いにつき、所得・資産・仕送り等が確実な人。

⑥身元保証人、或いは法定代理人が確実な人。

8 入居の手続きと契約は下記の通りです。

① 入居を希望する人は、入居申込書を提出し、施設長は、本人及び身元保証人、或いは法定代理人と面接して調査します。

② 入居が決定した人は、①住民票 ②身元保証書 ③所得証明書 ④健康診断書 ⑤その他必要書類、を提出して契約します。

③ 契約に当っては、施設長、申込者、身元保証人或いは法定代理人が同席して契約書を取交します。

④ 居住に要する入居時預り金の振込日を以って契約日とし、その日より居住の権利が発生し、『居住費』『サービス提供費』『生活費』についても同日より発生します。

9 入居者が下記の各号に該当する場合には、入居を取り消す場合があります。

① 不正または虚偽の手段・方法で入居の承諾を得たとき。

② 正当な理由なく利用料を滞納したとき。

③ 社会通念上、共同生活が不相当と施設長が認めるとき。

④ 介護サービスを利用しても生活が困難なとき。

⑤ 長期の入院が見込まれるときは、退居について協議します。

10 職員の勤務体制は下記の通りです。

- ①施設長 1 ②生活相談員 1 ③介護員 1 ④事務員 1
⑤栄養士 1 ⑥調理員（委託）必要数

11 協力医療機関は下記の通りです。

- ① 西村内科医院=加古川市野口町水足 1852
② 中井歯科医院=加古川市野口町長砂 95-25

12 サービス提供上での事故発生の防止と事故発生時の対応を定めた指針を作成し、事故防止検討委員会を設置します。損害賠償責任保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに賠償します。

13 入居者が地域社会の一員として活動できるように、地域住民との交流を図り、市町村の実施する各種相談事業を積極的に利用します。

平成 21 年 4 月 1 日 作成

平成 30 年 12 月 1 日改定

ケアハウスせいりょう園の受付票

令和 年 月 日

「ケアハウスせいりょう園運営のしおり」により重要事項の説明を受け、施設がサービス担当者会議において個人の情報提供を行う場合もありうる事について同意し、入居を申し込みます。

利用者住所 _____

氏名 _____ ⑩

代筆者住所 _____

氏名 _____ ⑩

立会人住所 _____

氏名 _____ ⑩

上記利用者に対し、

別添「ケアハウスせいりょう園運営のしおり」及び「ケアハウスせいりょう規約」について説明し、施設概要やサービス内容を確認の上、入居の同意を得たので、申し込みを受け付けます。

契約予定日 令和 年 月 日

入居予定日 令和 年 月 日

軽費老人ホームケアハウスせいりょう園

施設長 福井 哲史

説明者の職

氏名 _____ ⑩